



発行 新潟県
第 32 号
 平成31年4月23日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 499 漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（水産課）
- 500 保安林の指定解除予定（治山課）
- 501 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 502 土地改良区連合の定款変更認可（農地計画課）
- 503 所属土地改良区数の減少認可（農地計画課）
- 504 土地改良事業の工事完了届（農地建設課）
- 505 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 506 公共測量の終了通知（監理課）
- 507 公共測量の終了通知（監理課）
- 508 河川整備計画の縦覧（河川管理課）
- 509 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 510 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 511 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）

公 告

- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の廃止（商業・地場産業振興課）

教育委員会公告

- 新潟県公立学校教員採用選考検査の実施（義務教育課）

告 示

◎新潟県告示第499号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を平成31年4月23日から平成31年5月7日まで縦覧に供する。

平成31年4月23日

新潟県知事 花 角 英 世

加入区	発起人氏名	発起人住所	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合名称	縦覧場所
西蒲	遠藤 正	新潟県西蒲区五ヶ浜2513番地	新潟漁業協同組合	新潟漁業協同組合 西蒲支所
	大越 順一	新潟市西蒲区角田浜1221番地		
	横山 繁	新潟市西蒲区間瀬5148番地		

◎新潟県告示第500号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成31年 4 月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県南魚沼市深沢字浦ノ山973の6（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第501号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、長岡市の中之島土地改良区の定款の変更を平成31年 4 月15日認可した。

平成31年 4 月23日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第502号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合の定款の変更を平成31年 4 月15日認可した。

平成31年 4 月23日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第503号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第81条の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合の所属土地改良区の数の減少を平成31年 4 月15日認可した。

平成31年 4 月23日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第504号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成31年 4 月23日

新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
長岡市 小国町土地改良区	諏訪井前田	農業用排水施設整備（県単農業 農村整備「かんがい排水」事業	平成31年 3 月 1 日

◎新潟県告示第505号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成31年 4 月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 平成31年 3 月26日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社村安工務店
村山 安永
- 3 主たる営業所の所在地
中魚沼郡津南町大字下船渡丁214－7
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般－27）第18342号

- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年 3 月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年 3 月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社高野機工
高野 久則
 - 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市筒石163
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第25571号
 - 5 処分の内容 機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年 3 月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年 3 月28日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社江川建築
江川 忠夫
 - 3 主たる営業所の所在地
東蒲原郡阿賀町細越663- 1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-30）第41380号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年 3 月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年 3 月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社サンエイ工業
倉部 正夫
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市西山町礼拝577
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第42050号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年 3 月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年 3 月11日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社小林組
小林 正典
-

- 3 主たる営業所の所在地
柏崎市上田尻3179-9
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-29)第9063号
 - 5 処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し及び建築工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年3月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年3月28日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
阿部建築
阿部 重一
 - 3 主たる営業所の所在地
南魚沼市南田中249
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第18896号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年3月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年3月26日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
沼田建築
沼田 瞬
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区うぐいす1-9-12
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第44698号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年3月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年3月13日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
藤岡建築
藤岡 勉
 - 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大字西飛山356-5
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第25619号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年3月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年3月14日
-

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
高岡建築
高岡 正志
- 3 主たる営業所の所在地
五泉市笹野町741
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第26175号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成31年 3 月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成31年 3 月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社Eプランニング
江口 市夫
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市南七日町 5 - 1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-26）第43201号
 - 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年 3 月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成31年 3 月20日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
小倉建具店
小倉 義太郎
 - 3 主たる営業所の所在地
南蒲原郡田上町大字川船河字灰塚丙10- 3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第45227号
 - 5 処分の内容 内装仕上工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年 3 月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成31年 3 月 9 日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
和久井建築
和久井 進
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市浦川原区桜島596
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-25）第39507号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年 3 月 1 日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。

号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成31年3月20日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
水庄建設株式会社
水倉 士
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区巻甲2735-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-26)第5174号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年3月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年3月8日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
堤建築
堤 耕衛
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区味方399-4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第15788号
 - 5 処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年3月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年3月6日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社長井企業
長井 俊道
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区木崎186-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第23845号
 - 5 処分の内容 土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年3月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年3月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
滝沢建築
滝沢 唯弘
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市中沢2-1098-5
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第28169号
-

- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年 3 月 5 日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年 2 月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社東栄
那須 圧典
 - 3 主たる営業所の所在地
新発田市舟入町 1 - 1 - 33
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-30）第42971号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年 2 月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年 2 月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
坂井内装
坂井 浩
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区横越中央 7 - 1 - 54
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第45154号
 - 5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年 2 月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年 2 月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社小野塚管工
小野塚 徹
 - 3 主たる営業所の所在地
南魚沼市姥島新田583
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-28）第18867号
 - 5 処分の内容 土木工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成31年 2 月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成31年 2 月26日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
小林正一商店
小林 茂
 - 3 主たる営業所の所在地
-

燕市小関1074-3

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第44452号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成31年2月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成31年3月1日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社日青堂
青柳 早苗
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区卸新町2-848-11
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第42708号
- 5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成31年3月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成31年2月21日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
佐藤重車輛
佐藤 次男
- 3 主たる営業所の所在地
魚沼市三淵沢191-2
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第43143号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、塗装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成31年2月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第506号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、野田前地区土地改良共同施行代表から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(団体営(非補助)土地改良事業 野田前地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成30年12月3日から平成31年3月22日まで
- 3 作業地域 阿賀野市小浮他地内

◎新潟県告示第507号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、天神浦地区土地改良共同施行代表から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(団体営(非補助)土地改良事業 天神浦地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成30年8月6日から平成31年3月8日まで
- 3 作業地域 五泉市羽下、一本杉地内

◎新潟県告示第508号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第7項の規定により一級河川阿賀野川水系只見川圏域河川整備計画（平成27年4月新潟県告示第631号）を変更したので、当該変更後の河川整備計画（又はその写し）を新潟県土木部河川管理課及び魚沼地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成31年4月23日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第509号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類
三条都市計画用途地域（三条市決定）
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第510号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類
三条都市計画特別用途地区（三条市決定）
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第511号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 変更に係わる都市計画の種類
三条都市計画準防火地域（三条市決定）
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

公 告**大規模小売店舗の変更について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成31年4月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 （仮称）アクロスプラザ長岡七日町A街区
所在地 長岡市七日町字川原485 外

設置者 第一リース株式会社

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更

ア(変更前)株式会社マツモトキヨシ甲信越販売 代表取締役 西野 利昭

(変更後)株式会社マツモトキヨシ甲信越販売 代表取締役 安藤 浩

イ(変更前)株式会社ティーガイア 代表取締役 澁谷 年史

(変更後)株式会社ティーガイア 代表取締役 金治 伸隆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所の変更

(変更前)株式会社マツモトキヨシ甲信越販売 長野県岡谷市赤羽1丁目4番18

(変更後)株式会社マツモトキヨシ甲信越販売 長野県長野市鶴賀緑町1393番地3

3 変更年月日

(1) 平成29年4月1日

(2) 平成29年10月1日

4 変更の理由

小売業者の代表者変更及び住所変更のため

5 届出年月日

平成31年4月9日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成31年4月23日から平成31年8月23日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の廃止について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出の概要を次のとおり公表する。

平成31年4月23日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者(廃止前のもの)

名 称 小出ショッピングセンター

所在地 魚沼市井口新田710 外

設置者 株式会社原信

2 店舗面積の合計

(廃止前) 4,278平方メートル

(廃止後) 0平方メートル

3 廃止(第3条第1項に定める基準面積以下)となる年月日

平成30年9月6日

4 廃止しようとする理由

同敷地内に店舗移転のため

5 届出年月日

平成31年4月10日

教育委員会公告

新潟県公立学校教員採用選考検査の実施について(公告)

2020年度新潟県公立学校教員採用選考検査を次のとおり実施する。

平成31年 4 月23日

新潟県教育委員会 教育長 稲荷 善之

2020年度 新潟県公立学校教員採用選考検査 実 施 要 項

新潟県教育委員会

■ 検査の期日
 〈第1次検査〉 2019年7月7日(日)
 〈第2次検査〉 2019年8月17日(土)～20日(火)

■ 実施要項交付及び願書・各種提出書類受付
 2019年4月23日(火)～5月24日(金)

■ 出願方法(詳細は9ページを参照ください。)
【願書を紙面で作成して出願する場合：紙面申請】
 願書や各種提出書類は「特定記録郵便」で郵送してください。
 (5月24日(金)の消印まで有効)

【ホームページから出願する場合：電子申請】
 願書は5月24日(金)午後5時15分受信分まで有効とします。各種提出書類は、紙面申請と同様「特定記録郵便」で郵送してください。
 (5月24日(金)の消印まで有効)

【本年度の主な変更点】

- ◆ 高等学校教諭受検者の中学校への第2希望について (P 2 参照)
- ◆ 第2次検査の内容について (P 4 参照)
- ◆ 第1次検査免除について (P 5 参照)
- ◆ 教職大学院修了見込者で学長から推薦された者の第1次検査の免除について (P 6 参照)
- ◆ 第1次検査の加点対象について (P 7 参照)

	目 次	
1	検査の目的	P 1
2	出願の資格	
3	採用	
4	検査の期日	P 2
5	選考区分	
	- I 一般選考	
	- II 身体障害者特別選考	P 3
	- III スポーツ・芸術特別選考	
6	検査の内容・方法	
7	検査の配点及び判定基準	P 8
8	出願の方法及び出願に必要な書類	P 9
9	第1次検査当日に提出する書類	P 11
10	その他	
	第1次検査持参品	P 12
	受検者心得	
	第1次検査の免除についての一覧	P 13
	電子申請による手続のイメージ図	
	願書提出、連絡・照会先	P 14
	検査場所案内	P 15
	第1次検査場所・日程	P 16
	第2次検査場所・日程	P 17

※ 出願に当たっては、義務教育課又は高等学校教育課のホームページに掲載してある「記入要領」「願書の記入例」及び「選考検査Q & A」を参考にしてください。

1 検査の目的

新潟県公立学校教員（新潟市立の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校教員を除く。以下同じ。）を志願する者について、2020年度の採用に当たって、選考の資料を得ることを目的とします。

2 出願の資格

- 1 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しないこと。
- 2 昭和35年4月2日以降に生まれた者であること。
- 3 出願校種の教諭の普通免許状、養護教諭の普通免許状又は栄養教諭の普通免許状を有している者、若しくは、これらの免許状を2020年3月31日までに取得する見込みの者であること。

出願種別	所有教育職員免許状
小学校教諭	小学校教諭の普通免許状
中学校教諭	出願教科に応じた中学校教諭の普通免許状
高等学校教諭	出願教科に応じた高等学校教諭の普通免許状
特別支援学校教諭	特別支援学校教諭の普通免許状及び小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭のいずれかの普通免許状
養護教諭	養護教諭の普通免許状
栄養教諭	栄養教諭の普通免許状 *栄養教諭の採用予定はありません。

- ※1 他の都道府県の国公立学校教員及び、新潟市立の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校教員として勤務している者は、この教員採用選考検査を受検することができます。なお、第1次検査を免除する特例については、5ページを参照してください。
- ※2 現在、新潟県にある国公立学校（新潟市立の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校を除く）の教員（教諭・養護教諭・栄養教諭）である者は、この検査を受けることができません。また、現在、新潟県にある国公立学校（新潟市立の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校を除く）の学校栄養職員は、栄養教諭の検査を受けることができません。
- ※3 教諭に出願し、日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤講師に任用します。養護教諭、栄養教諭の出願は、これに準じて任用します。
- ※4 盲学校、聾学校、養護学校教諭の普通免許状を有する者は、特別支援学校教諭の普通免許状を有するものとみなします。
- ※5 特別選考の応募資格については、[5-II](#)、[5-III](#)を参照してください。

3 採用

- 1 第2次検査に合格した者は「採用候補者名簿」に登載し、原則として2020年4月1日に本県公立学校教員に採用します。
- 2 「採用候補者名簿」への登載期間は、2021年3月31日までです。
- 3 第1次検査の結果は2019年8月上旬に、第2次検査の結果は9月末に通知します。また、11月段階で2020年4月1日採用予定の者には、内定通知書を交付します。
- 4 教員の需給状況により、第2次検査の結果が不合格であってもS判定であった者を、「採用候補者名簿」に登載し、内定とする場合があります。
- 5 第2次検査合格後に、大学院へ進学又は引き続き在籍を希望することで採用を辞退する者は、大学院進学者登載願の提出により「大学院進学者名簿」に登載し、最少修了年度に実施の教員採用選考検査第2次検査で面接を行った後、修了年度の翌年の採用候補者名簿に登載します。
- 6 2020年3月31日までに必要とされる当該教科の教員免許状が取得できない者は、内定及び「採用候補者名簿」への登載を取り消します。
- 7 第1次検査の加点申請した者のうち、2020年3月31日までに対象免許状が取得できない者は、内定及び「採用候補者名簿」への登載を取り消します。

4 検査の期日

1 第1次検査

2019年 7月 7日(日) [1日]

2 第2次検査

2019年 8月17日(土)・18日(日)・19日(月)・20日(火) [左記期間中の午前又は午後の半日]

※ 当日の日程、会場等の詳細は、15～17ページ参照

5 選考区分

I 一般選考

II 身体障害者特別選考

III スポーツ・芸術特別選考

5 - I 一般選考

出願種別	出願形式・募集教科等	採用予定数
小 学 校 教 諭	出願形式 I、II、III ※1	出願形式 I 240人程度
		出願形式 II 10人程度
		出願形式 III 5人程度
中 学 校 教 諭	出願形式 I、II、III ※1 「国語」「社会」「数学」「理科」「音楽」 「美術」「保健体育」「技術」「家庭」 「英語」	出願形式 I 110人程度
		出願形式 II 5人程度
		出願形式 III 2人程度
高 等 学 校 教 諭	「国語」「地理歴史(歴史)」「数学」「理科(生物)」「英語」	5人程度
特別支援学校教諭	※2	24人程度
養 護 教 諭		20人程度
栄 養 教 諭		採用予定なし

- ※1 小学校教諭及び中学校教諭には、出願形式 I、II、IIIがあります。
 出願形式 I 新潟市を除く新潟県全域での勤務を希望する者
 出願形式 II 小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、津南町、湯沢町に限る勤務を希望する者
 出願形式 III 佐渡市に限る勤務を希望する者
 出願形式 II、IIIは、当該地域に専ら勤務することが採用条件となり、全県的な異動による勤務はできません。
- ※2 特別支援学校教諭は、原則として特別支援学校に配置します。
- ※3 教員の需給状況により、採用者数は増減する場合があります。
 (注1) 高等学校教諭の国語、数学、英語の受検者は、中学校教諭の同一教科を第2希望とすることができます。また、高等学校教諭の地理歴史(歴史)の受検者は中学校の社会を、高等学校教諭の理科(生物)の受検者は中学校の理科を、第2希望にすることができます。
 (注2) 小学校教諭として出願した者を中学校教諭に、中学校教諭として出願した者を小学校教諭又は高等学校教諭に採用することができます。
 (注3) 小学校教諭及び中学校教諭の出願形式 II、IIIは、出願形式 I とは別にそれぞれ出願した者の中から採用します。また、出願形式 II、IIIで採用されなかった者を、出願形式 I で採用することができます。なお、出願形式 II、IIIで出願した場合、出願形式 I での採用の有無について出願時に希望することができます。
 (注4) 教員の需給状況により、出願・採用の校種にかかわらず特別支援学校に配置することがあります。また、小・中・高等学校教諭に出願する者で、特別支援学校への勤務を希望し、今後、特別支援学校教諭の普通免許状取得を目指す者又は既に当該免許状を有している者は、受検願書の希望欄に○を記入し、「特別支援学校勤務希望調書」を提出してください。

5 - II 身体障害者特別選考

1 出願種別・教科等

「5 - I 一般選考」に記載のある出願種別・教科等(栄養教諭を除く)で実施します。

2 採用予定数

8人程度の予定です。(一般選考の採用予定数とは別枠)

3 検査の特例

原則として一般選考受検者と同様の検査を行いますが、出願種別や教科等、障害の程度により、筆答検査及び実技検査の一部を変更又は免除します。また、点字、拡大文字、手話、車いす、口頭による試問等、必要に応じて対応します。

4 応募資格

年齢及び免許状要件は、「2 出願の資格」の記載と同じとし、身体障害者手帳の交付を受け、その程度が1級から6級までの者としてします。

身体障害者特別選考の希望者は、事前に必ず義務教育課又は高等学校教育課までご連絡ください。
出願の手続は一般選考と同様ですが、「8 4 提出書類」の他、身体障害者手帳の写しを提出してください。

5 - III スポーツ・芸術特別選考

スポーツ・芸術の分野において秀でた才能をもち、世界レベルの実績を有する人を別枠で選考し、スポーツの分野は保健体育の教員として、芸術の分野は芸術(音楽、美術等)の教員として採用します。

1 採用予定数

若干人の予定です。(一般選考の採用予定数とは別枠)

2 検査の特例

「6 検査の内容・方法」に記載のある第1次検査を免除します。

3 応募資格

年齢及び免許状要件は、「2 出願の資格」と同じとし、教育に対して意欲と熱意があり、実績のあった分野の指導者として後進の育成に努める意志をもっている者で、次の要件のいずれかを満たす者としてします。

ア スポーツの分野において、オリンピック又はそれに相当する世界大会レベルの競技会出場経験があり、優秀な成績を収めた者

イ 美術、音楽、演劇等の芸術の分野において、世界レベルのコンクール、展覧会等において優秀な成績を収めた者

6 検査の内容・方法

1 第1次検査(免除者を除く出願者全員)

出願種別	論文	筆答検査I	筆答検査II	実技検査
小学校教諭	教職・一般教養に関するもの	教職教養及び一般教養	A(国語、算数) B(社会、理科、英語) ※1	
中学校教諭			「国語」「社会」「数学」「理科」「音楽」「美術」「保健体育」「技術」「家庭」「英語」の中で出願した1教科	次ページの※2のとおり実施
高等学校教諭			「国語」「地理歴史(歴史)」「数学」「理科(生物)」「英語」	次ページの※2のとおり実施
特別支援学校教諭			特別支援教育に関するもの	
養護教諭 栄養教諭			養護に関するもの	

※1 小学校教諭の筆答検査II Bの英語は、筆記及び聞き取りによる検査を実施します。

※2 中学校教諭、高等学校教諭の実技検査等については、次の一覧表のとおりです。

出願種別	教科等	実技検査内容
中学校教諭	音楽	① 平成31年度用文部科学省検定済教科書中学校音楽科用に掲載されている「赤とんぼ」「花の街」「夏の思い出」「浜辺の歌」「荒城の月」「花」「早春賦」の中から当日指定する1曲を、ピアノ伴奏をしながら歌唱する。(楽譜は当日指定したものを使用) ② アルトリコーダーによる視奏をする。(曲は当日指定)
	美術	当日、課題を提示
	技術	当日、課題を提示
	保健体育 ※3	計5種目実施 〔必修〕 ①ダンス(創作ダンス) ②柔道又は剣道から1種目選択 〔指定〕 ③マット運動 ④ハードル走 ⑤水泳 ⑥バスケットボール又はバレーボールから1種目選択 指定種目 ③～⑥の中から当日指定する3種目を実施
	家庭	当日、課題を提示
中学校教諭 高等学校教諭 (共通)	英語	英語によるオーラルプレゼンテーション (当日与えられた文章の音読、質疑応答など)

※3 中学校教諭「保健体育」における注意事項は、次のとおりです。

下の対象種目において、国体、全日本選手権、全日本学生選手権大会(1部)等の全国規模の大会で入賞した実績をもつ者は、「自己選択種目」として、実技検査の1種目を免除し、実績による書類審査と置き換えることができます。ただし、過去4年間(平成27年4月1日から平成31年3月31日まで)の実績に限ります。出願時に実績等を証明する書類を提出してください。

<対象種目>

- ・学習指導要領で示されている種目
- ・国民体育大会種目(公開競技のうち硬式野球を含む。)
- ・全国高等学校総合体育大会(インターハイ)種目
- ・全国中学校体育大会種目

2 第2次検査(第1次検査の合格者及び免除者)

出願種別	個人面接Ⅰ	個人面接Ⅱ
小学校教諭	学習指導や生徒指導等に関する事項 ※ 模擬授業、場面指導は実施しません。	教員としての資質・能力等に関する事項
中学校教諭		
高等学校教諭		
特別支援学校教諭		
養護教諭		
栄養教諭		

3 第1次検査の免除及び第2次検査の一部免除

「**5**－Ⅰ 一般選考」、「**5**－Ⅱ 身体障害者特別選考」において、「大学院進学者名簿」に登載された者を第1次検査の全てと第2次検査の個人面接Ⅰを免除する対象とします(平成29年度実施及び30年度実施の新潟県公立学校教員採用選考検査における「大学院進学者名簿」への登載者を含む。)。出願された書類を審査して、検査の免除者を決定し、第1次検査受検票発送と同時に本人へ通知します。免除が認められなかった場合は、第1次検査から受検してください。

第2次検査に合格した者のうち、国内の大学院修士課程(博士(前期)課程及び教職大学院を含む。専修免許状の取得を条件とする。)(以下「修士課程」という。)に進学又は引き続き在籍を理由に採用を辞退する者については、希望により、「大学院進学者名簿」に登載します。大学院進学者名簿に登載された者は、最少修了年度に実施の教員採用選考検査第2次検査で個人面接Ⅱを行った後、修了年度の翌年度の採用候補者名簿に登載します。

大学院進学者名簿への登載を希望する者は、第2次検査合格後、2019年12月18日(消印有効)までに「大学院進学者名簿登載願」に大学院合格を証明する書類を添付して提出してください。

※1 上記の対象者であっても、最少修了年限で修了できなかった場合は、原則として採用候補者名簿への登載を取り消します。

※2 第1次検査の免除及び第2次検査の一部免除については、採用を辞退した年と同一の出願種別・教科等を受検する場合に限りです。ただし、当該教科等の採用予定がない場合は、当該教科等の採用検査が実施されるまでの間、「大学院進学者名簿」の登載を延長します。

4 第1次検査の免除

「**5**－Ⅰ 一般選考」、「**5**－Ⅱ 身体障害者特別選考」において、次の者を第1次検査の全てを免除する対象とします。出願された書類を審査して、第1次検査の免除者を決定し、第1次検査受検票発送と同時に本人へ通知します。免除が認められなかった場合は、第1次検査から受検してください。

(1) 国公立学校に在職する正規教員

他の都道府県の国公立学校及び、新潟市立の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の正規教員(教諭・養護教諭・栄養教諭・任用期限を付さない常勤講師)として現に勤務し、2020年3月31日までに出願種別・教科(科目等)と同一職種等で3年以上(休職や育児休業等の期間を除く。)の勤務経験を見込める者。

(2) 前回の第2次検査の結果「採用候補者名簿」に登載されなかった者のうち、S判定であった者

第1次検査の免除については、前回と同一の出願種別・教科(科目等)を受検する場合に限りです。ただし、当該教科等の採用予定がない場合は、当該教科等の採用検査が実施されるまでの間、S判定による第1次検査の免除の期間を延長します。

(3) 中学校教諭「英語」を受検する者で、次のいずれかの級や得点を平成28年4月1日以降に取得した者

- ・ 実用英語技能検定((財)日本英語検定協会)1級合格者
- ・ TOEFL iBT 110点以上
- ・ TOEIC 945点以上
- ・ その他の資格・検定試験で上記と同程度とみなせるもの(対象となる資格・検定試験については、ホームページに掲載の「採用選考検査Q&A」を参照の上、事前に14ページの照会先に電話でご相談ください。)

免除を希望する場合は、上記のいずれかを証明する書類の写しを出願時に提出し、第2次検査の受付で原本を提示してください。

- (4) 前回の第2次検査の結果「採用候補者名簿」に登載されなかった者のうち、A判定であった講師等経験者
- ① 全ての出願種別において、前回の新潟県公立学校教員採用選考検査における第2次検査の結果がA判定であった者で、新潟県内の国公立学校において、常勤の臨時職員（講師、助教諭、養護助教諭、栄養士）として直近の3年間で、7月以上又は210日以上勤務している者。
- ② 小学校教諭、中学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭の出願者において、前回の新潟県公立学校教員採用選考検査における第2次検査の結果がA判定であった者で、平成31年3月に大学又は大学院を卒業し、新潟県内の国公立学校において、常勤の臨時職員（講師、助教諭、養護助教諭、栄養士）として2019年4月から通算4月以上勤務する見込みの者。
- ※1 前回と同一の出願種別・教科（科目等）を受検する case に限ります。
- ※2 要件に該当する「新潟県内の国公立学校における常勤の臨時職員」とは、新潟県教育委員会、新潟市教育委員会、新潟大学又は上越教育大学のいずれかが発令した常勤の臨時職員とします。
- ※3 「直近の3年間」とは、平成28年6月1日から2019年5月31日までの期間とします。
- ※4 経験期間は連続している必要はありません。また、異なる校種間の経験を合算することができます。
- (5) 小学校教諭、中学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭の出願者において、国内の教職大学院を2020年3月31日までに修了見込みの者で、在学する教職大学院の学長が推薦する者
- ※1 上記に該当する者であっても、2020年3月31日までに修了できなかった場合は、第2次検査に合格していても、翌年度の4月1日からの採用はしません。
- ※2 この要件での出願は、第2次検査に合格した場合、新潟県の教員となることを確約できる者に限ります。

5 第1次検査の一部免除

「**5**－Ⅰ 一般選考」、**5**－Ⅱ 身体障害者特別選考」において、次の者を第1次検査の一部を免除する対象とします。出願された書類を審査して、第1次検査の一部免除者を決定し、第1次検査受検票発送と同時に本人へ通知します。一部免除が認められなかった場合は、第1次検査の全てを受検してください。

- (1) 高等学校教諭「英語」を受検する者で、次のいずれかの級や得点を平成28年4月1日以降に取得した者は、第1次検査の筆答検査Ⅱ及び実技検査を免除する対象とします。
- ・ 実用英語技能検定（(財)日本英語検定協会）1級合格者
 - ・ TOEFL iBT 110点以上
 - ・ TOEIC 945点以上
 - ・ その他の資格・検定試験で上記と同程度とみなせるもの（対象となる資格・検定試験については、ホームページに掲載の「採用選考検査Q&A」を参照の上、事前に14ページの照会先に電話でご相談ください。）
- 免除を希望する場合は、上記のいずれかを証明する書類の写しを出願時に提出し、第1次検査の受付で原本を提示してください。
- (2) 高等学校教諭を受検する者で、国内の教職大学院を、2020年3月31日までに修了見込みの者で、在学する教職大学院の学長が推薦する者を、第1次検査のうち筆答検査Ⅰと論文を免除する対象とします。
- ※1 上記に該当する者であっても、2020年3月31日までに修了できなかった場合は、第2次検査に合格していても、翌年度の4月1日からの採用はしません。
- ※2 この要件での出願は、第2次検査に合格した場合、新潟県の教員となることを確約できる者に限ります。
- (3) 小学校教諭、中学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭を受検する者で、新潟県内の国公立学校において常勤の臨時職員（講師、助教諭、養護助教諭、栄養士）として現に勤務している者で、通算24月以上の勤務経験がある者は、第1次検査の筆答検査Ⅰと論文検査を免除します。

6 第1次検査の加点

小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭を受検する者で、下記に該当する者は、第1次検査の点数に加点をする対象とします。加点は免許状に関するものは10点、資格に関するものは5点とし、上限は20点です。ただし、対象となる校種・教科(科目等)の選考を行わない場合は、加点の対象とはなりません。

加点を希望する場合は、「免許状・資格に係る加点申請書」の他、免許状(免許状取得見込証明書)及び、資格を証明する書類の写しを出願時に提出してください。また、第1次検査当日に当該書類の原本を必ず持参してください。原本が提示できない者は加点されません。

ただし、免許状取得見込みで加点を申請し、対象の免許状が取得できなかった場合は、第2次検査に合格していても、内定及び採用候補者名簿への登載を取り消します。なお、出願時に免許状取得見込みで加点申請した者のうち、加点申請の取り下げを希望する者は、第1次検査の受付時に申し出てください。第1次検査の翌日以降は、取り下げを認めません。

【免許状に関するもの】 ※免許状は、2020年3月31日までに取得見込みのものも対象にします。

	対象となる校種・教科(科目等)及び要件	必要書類	出願時提出	検査当日持参	点数
1	小学校教諭の受検者で、中学校教諭「英語」又は高等学校教諭「英語」の普通免許状を所有する(見込みの)者	「英語」の普通免許状(取得見込証明書)	写し	原本	10
2	中学校教諭「音楽」「美術」「技術」「家庭」の受検者で、中学校の出願する教科以外の教科の普通免許状を所有する(見込みの)者	中学校の出願する教科以外の教科の普通免許状(取得見込証明書)	写し	原本	10
3	高等学校教諭の受検者で、「情報」の普通免許状を所有する(見込みの)者	高等学校教諭「情報」の普通免許状(取得見込証明書)	写し	原本	10
4	高等学校教諭「書道」の受検者で、高等学校教諭「国語」の普通免許状を所有する(見込みの)者	高等学校教諭「国語」の普通免許状(取得見込証明書)	写し	原本	10
5	小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の受検者で、特別支援学校教諭の普通免許状を所有する(見込みの)者	特別支援学校教諭の普通免許状(取得見込証明書)	写し	原本	10
6	小学校教諭、中学校教諭、特別支援学校教諭の受検者で、小学校教諭と中学校教諭の普通免許状を共に所有する(見込みの)者(1に該当する者を除く。)	小学校と中学校の普通免許状(取得見込証明書)	写し	原本	10

【資格に関するもの】 ※資格は、現に所有しているものが対象です。

	対象となる校種・教科(科目等)及び要件	必要書類	出願時提出	検査当日持参	点数
1	小学校教諭の受検者で、実用英語技能検定2級以上、TOEIC 540点以上、TOEFL PBT 480点以上若しくはCBT 173点以上、iBT 61点以上の取得のうち、いずれかの資格を有する者	合格証明書又は公式認定証	写し	原本	5
2	高等学校教諭「家庭」の受検者で、調理師の資格を有する者	調理師の免許証	写し	原本	5
3	小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭の受検者で、司書教諭の資格を有する者	司書教諭の修了証書	写し	原本	5

7 検査の配点及び判定基準

1 第1次検査

(1) 配点 ※ 筆答検査Ⅱには、英語オーラルプレゼンテーション(中・高)を含みます。

	論文	筆答検査Ⅰ	筆答検査Ⅱ	実技検査	合計
小学校教諭	50点	50点	200点	/	300点
中学校教諭	50点	50点	200点	/	300点
			100点	100点	300点
高等学校教諭	50点	50点	200点	/	300点
			100点	100点	300点
特別支援学校教諭	50点	50点	200点	/	300点
養護教諭	50点	50点	200点	/	300点
栄養教諭	/	/	/	/	/

(2) 判定基準

- ① 「論文」「筆答検査Ⅰ」「筆答検査Ⅱ」及び「実技検査」とも、設定した基準に達しない者は不合格とします。
- ② 上記①による不合格者を除き、「論文」「筆答検査Ⅰ」「筆答検査Ⅱ」及び「実技検査」の合計点に基づき、提出書類の記載内容等も含めて、一件ごとに審査を行い、合否の判定を行います。

2 第2次検査

(1) 配点

	個人面接Ⅰ	個人面接Ⅱ	合計
小学校教諭	30点	50点	80点
中学校教諭			
高等学校教諭			
特別支援学校教諭			
養護教諭			
栄養教諭	/	/	/

(2) 判定基準

- ① 「個人面接Ⅰ」及び「個人面接Ⅱ」とも、設定した基準に達しない者は不合格とします。
- ② 上記①による不合格者を除き、「個人面接Ⅰ」及び「個人面接Ⅱ」の合計点に基づき、提出書類の記載内容や第1次検査結果等を勘案して、一件ごとに審査を行い、合否(「採用候補者名簿」への登載)の判定を行います。
- ③ 第2次検査の合否を以下のように判定します。
 - 合格・・・採用候補者名簿への登載
 - 不合格・・・S：登載された者に準ずる成績
 - A：登載されなかった者のうちで上位
 - B：登載されなかった者のうちで下位

8 出願の方法及び出願に必要な書類

1 出願方法

(1) ホームページから出願する場合（電子申請）

- ① 新潟県教育庁義務教育課又は新潟県教育庁高等学校教育課のホームページから、教員採用総合サイトにアクセスし、教員採用総合サイト（URL等は14ページ参照）に掲載されている「電子申請入力例」及び受検案内を参照の上、受検申込み内容を入力・送信してください。
- ② 受検申込み内容を送信すると、受検申込み到達通知メールが届きますので、必ず内容を確認してください。しばらくしてもメールが届かない場合は、必ず問い合わせてください。
- ③ メール到着拒否設定をしていると、受検申込み到達メールが届かない場合があります。着信拒否設定を解除するか、「@pref.niigata.lg.jp」からのメールが受信できるようにドメイン指定解除を行ってから申請してください。
- ④ 必要に応じて、申込み内容について新潟県教育委員会が確認する場合があります。
- ⑤ 8-4の提出書類のうち、出願に必要な書類を角2封筒（A4サイズ240mm×332mm）を使用して「特定記録郵便」で郵送してください。なお、「簡易書留」とは異なりますので注意してください。

(2) 願書を紙面で作成して出願する場合（紙面申請）

- ① 2020年度新潟県公立学校教員採用選考検査実施要項に綴じられている受検願書等の書類をそのまま使用するか、新潟県教育庁義務教育課又は新潟県教育庁高等学校教育課のホームページから必要書類をダウンロードした受検願書等の書類に、必要事項を全て記入してください。
- ② 角2封筒（A4サイズ240mm×332mm）を使用して、受検願書を含む8-4の提出書類を「特定記録郵便」で郵送してください。なお、「簡易書留」とは異なりますので注意してください。
- ③ 必要に応じて、申込み内容について新潟県教育委員会が確認する場合があります。

2 第1次検査受検票の交付

- (1) 第1次検査受検票は、受検者の提出した返信用封筒により、6月中旬に新潟県教育委員会より発送します。
- (2) 郵送された受検票に必要事項を記入し、写真添付欄に顔写真（半身、脱帽、正面向きの写真（縦4.5cm×横3.5cm）で6か月以内に撮影したもの）を貼り、検査当日持参してください。
- (3) 6月24日（月）までに受検票が到着しないとき又は受検票が申込みの内容と異なるときは、新潟県教育委員会まで至急問い合わせてください。

3 出願期間及び提出先

【願書を紙面で作成して出願する場合：紙面申請】

願書や各種提出書類は「特定記録郵便」で郵送してください。（5月24日（金）の消印まで有効）

【ホームページから出願する場合：電子申請】

願書は5月24日（金）午後5時15分受信分まで有効とします。各種提出書類は、紙面申請と同様「特定記録郵便」で郵送してください。（5月24日（金）の消印まで有効）

いずれの場合も、提出書類を直接県庁に持参しても受理できません。

4 提出書類（出願時）

- ア 受検願書(A4両面印刷：電子申請した人は必要ありません。)
- イ 特別支援学校勤務希望調書
- ・ 小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の出願者で、特別支援学校への勤務を希望し、今後、特別支援学校教諭の普通免許状取得を目指す者又は既に当該免許状を有している者は提出してください。
- ウ 保健体育実技検査選択種目申告書
- ・ 中学校教諭「保健体育」の受検者のみ提出してください。
- エ 実績を証明する書類
- ・ 中学校教諭「保健体育」の受検者で「自己選択種目」を希望する者のみ提出してください。
- オ 現職教員第1次検査免除希望調書及び在職証明書
- ・ 現職教員で第1次検査免除を希望する者のみ提出してください。
- ※ 前回の第2次検査でS判定の者は、提出の必要はありません。
- カ 教職大学院修了見込証明書及び推薦書
- ・ 教職大学院を2020年3月31日までに修了見込みで、学長の推薦を受けた者のみ提出してください。
- キ 資格を証明する書類
- ・ 中学校教諭「英語」の受検者で5ページの4(3)の要件を満たし、第1次検査免除を希望する者及び高等学校教諭「英語」の受検者で、6ページの5(1)の要件を満たし、第1次検査一部免除を希望する者は、該当する資格を証明する書類の写しを提出してください。
 - ・ 小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭の受検者で、7ページの免許状及び資格を有し、加点を希望する者は、「免許状・資格に係る加点申請書」及び該当する免許状(又は免許状取得見込証明書)の写し、資格を証明する書類の写しを提出してください。
- ク 勤務証明書(以下に該当する者のみ提出してください。)
- ・ 前回の第2次検査でA判定の者で、6ページの4(4)①の講師等経験者としての要件を満たし、第1次検査免除を希望する者。
 - ・ 小学校教諭、中学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭の受検者で、6ページの4(4)②の要件を満たし、第1次検査免除を希望する者。
 - ・ 小学校教諭、中学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、栄養教諭の受検者で、6ページの5(3)の要件を満たし、第1次検査の一部免除を希望する者。
- ケ 第1次検査受検票送付用封筒
- ・ 長形3号(A4三つ折りサイズ120mm×235mm)のり付き事務用封筒に82円切手を貼り、郵便番号・あて先を明記してください。なお、氏名には、「様」を必ず付記してください。
 - ・ 速達を希望する場合は362円分の切手を貼り、速達であることを朱書きしてください。
 - ・ 第1次検査免除希望者は、第2次検査受検票送付用と併せて、計2枚送付してください。
- コ 更新講習修了確認証明書の写し
- ・ 平成21年3月31日までに免許状を授与された者(旧免許状所持者)で、平成23年3月31日から2020年3月31日の間に修了確認期限がある者は、更新講習修了確認証明書の写しを提出してください。(更新講習修了確認証明書がまだない者は、手に入り次第、写しを別途郵送してください。)

※ 受検願書の記載に当たっては、記入漏れ、記入間違い等がないように、ホームページに掲載してある「記入要領」「願書の記入例」及び「採用選考検査Q&A」を十分確認の上、記入してください。

※ 封筒の表の左側に「教員受検書類(受検者の出願種別)在中」と朱書きしてください。

(例：「教員受検書類(中学校・数学)在中」)

※ 障害等があり、受検に際して特別の配慮を必要とする場合は、その事情と配慮を求める事項について、受検願書の「受検上の配慮希望事項」欄に記載してください。別紙(自由形式)に記載し、提出することもできます。

※ 出願後、現住所や採用事務連絡先(帰省先等)の変更があった場合は、その都度速やかに14ページの連絡先に電話で連絡してください。

9 第1次検査当日に提出する書類

ア 自己申告カード (A4両面印刷)

イ 教育職員免許状の写し

- ・ 平成21年3月31日までに免許状を授与された者で、修了確認期限を迎えた者は、「更新講習修了確認証明書」の写しを添付してください。(出願時に提出した者は不要)
- ・ 2020年3月31日までに免許状を取得見込みの者は、在学する大学等の学長が発行する「免許状取得見込証明書」を提出してください。
- ・ 聴講生又は科目等履修生として単位修得中の者は、受講証明書、卒業した大学の単位修得証明書など免許取得見込みの証明となるものを提出してください。

ウ 最終学校の卒業・修了証明書又は在学する学校の卒業・修了見込証明書

- ・ 「最終学校」とは、通信教育によって免許状を取得するために在学している大学等を除きます。
- ・ 証明書は、本年度(平成31年4月1日以降)に証明されたものを提出してください。

エ 加点申請書に記入した該当の免許状及び資格を証明する原本

- ・ 第1次検査で加点を希望する者で、「免許状・資格に係る加点申請書」を提出した者は、免許状(取得見込みの者はイの証明書などの原本と兼ねる)及び資格を証明する書類の**原本**を必ず持参してください。

オ 第1次検査結果の通知用封筒

- ・ 長形3号(A4三つ折りサイズ120mm×235mm)のり付き事務用封筒に82円切手を貼り、郵便番号、あて先を明記してください。
- ・ 氏名には、「様」を必ず付記してください。
- ・ 速達を希望する場合は362円分の切手を貼り、速達であることを朱書きしてください。

※ 上記ア～オの書類は、第1次検査当日の7月7日(日)に持参してください。

※ 第1次検査免除の者は、第1次検査免除通知書に従い、上記ア～ウの書類を7月5日(金)までに郵送で提出してください。

10 その他

- 1 2020年度新潟県公立学校教員として採用にならなかった場合でも、臨時的任用教員等(正規教員の産前産後休暇、育児休業などによる代替教員等)として任用を希望する場合は、受検願書の任用希望欄に○を記入してください。希望者を臨時的任用教員採用者名簿に登載し、補充の必要が生じた場合に面接をし、任用することがあります。
- 2 「第1次検査受検票」及び「第1次検査免除通知書」は、2019年6月中に送付します。「第1次検査受検票」には、検査場所その他受検上の注意等が指示してあります。
- 3 提出された書類は返却しません。ただし、証明書等の原本は返却します。
- 4 受検に関する問い合わせは、義務教育課又は高等学校教育課のホームページに掲載してある「2020年度新潟県公立学校教員採用選考検査Q&A」を確認してからにしてください。
- 5 第1次検査結果の通知は、合否にかかわらず8月上旬発送の予定です。8月8日(木)までに通知がない場合は、電話で照会してください。
なお、合格者の受検番号を8月上旬に義務教育課及び高等学校教育課のホームページに掲載します。
第2次検査結果の通知は、9月末頃発送の予定です。
- 6 第1次検査及び第2次検査で不合格になった者に対して、本人の選考検査結果を通知により開示します。
- 7 給与は、本県の給与に関する条例・規則に基づいて決定します。
- 8 採用予定者については、2019年11月に内定通知書を交付する予定です。

■ 第1次検査 持参品

- 1 第1次検査受検票
- 2 第1次検査当日に提出する書類 (9 ア～オ)
- 3 筆記用具、直線定規 (20cm程度、目盛付)、上履、昼食 (午後も検査がある受検者)
- 4 上記のほか、出願校種別に次のものを準備持参すること。
 - (1) 中学校教諭
 - ・数 学……三角定規一組、コンパス
 - ・理 科……三角定規一組
 - ・音 楽……アルトリコーダー
 - ・美 術……鉛筆、消しゴム、水彩用具一式 (筆、パレット、透明水彩絵の具、筆洗、雑巾)
 - ・保 健 体 育……運動着上下、運動靴 (屋内用、屋外用)、水着
武道において「柔道」を選択する者は柔道着、「剣道」を選択する者は竹刀及び防具
 - ・技 術……三角定規一組、コンパス、実技用実習着
 - ・家 庭……裁縫用具一式 (裁ちばさみ、糸切りばさみ、指ぬき、チャコペンシル、へら、まち針、しつけ糸)
 - (2) 高等学校教諭
 - ・数 学……中学校教諭「数学」受検者と同じもの
 - ・理科(生物)……中学校教諭「理科」受検者と同じもの

■ 受検者心得

- 1 検査会場敷地内は、全て禁煙とします。
- 2 検査会場内では、携帯電話・スマートフォン等の電源を切ってカバンの中に入れてください。
- 3 録音・録画機器、通信機器の持ち込み及び使用を禁止します。
- 4 検査会場への自家用車の乗り入れを禁止します。また、周辺の店舗等への無断駐車は厳禁です。
- 5 検査会場周辺が混雑するため、自家用車による送迎や、タクシー等を利用する場合、検査会場正門付近では乗降しないでください。
- 6 検査終了まで、検査会場から外出することはできません。
- 7 検査会場として借用する高等学校への問い合わせはできません。

※ 受検者心得に違反した場合は、それ以降の検査を受けさせないことがあります。また、不正行為があった場合は、全ての検査を採点対象外とし、次年度以降の新潟県公立学校教員採用選考検査の出願を認めません。

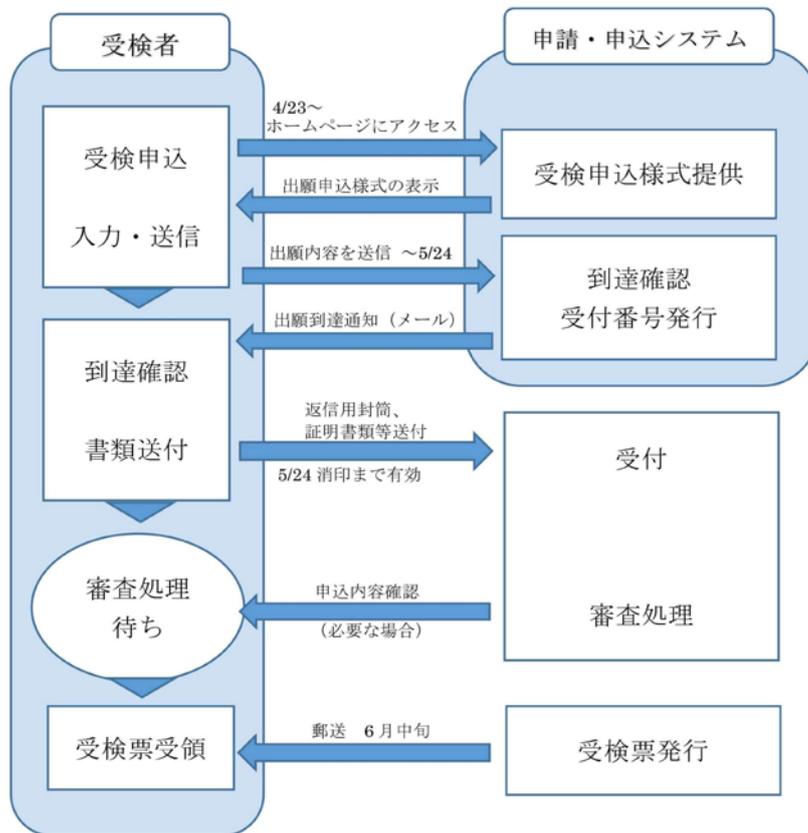
■ 第1次検査の免除についての一覧

番号	第1次検査免除申請項目 (詳細な条件等は、表右の要項ページを参照)	出願種別					要項記載 ページ
		小学校 教諭	中学校 教諭	高等学校 教諭	特別支援 学校教諭	養護 教諭	
1	大学院進学者名簿に登録された者	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	5
2	国公立学校に在職する正規教員	○	○	○	○	○	5
3	前回の第2次検査の結果S判定であった者	○	○	○	○	○	5
4	「英語」の指定資格所持者	-	○	△※2	-	-	5、6
5	前回の第2次検査の結果A判定であった者のうち、直近の3年間で7月以上又は210日以上勤務している常勤講師等経験者	○	○	○	○	○	6
6	前回の第2次検査の結果A判定であった者のうち、本年3月31日に大学又は大学院を卒業し、4月から通算4月以上常勤講師等勤務見込み者	○	○	-	○	○	6
7	教職大学院修了見込み者	○	○	△※3	○	○	6
8	24月以上の常勤講師等経験者	△※3	△※3	-	△※3	△※3	6

○:免除対象 △:一部免除対象 -:対象外

- ※1 第1次検査の全てと第2次検査の個人面接Ⅰを免除
- ※2 第1次検査の筆答検査Ⅱ及び実技検査を免除
- ※3 第1次検査の筆答検査Ⅰと論文を免除

■ ホームページからの出願手続のイメージ図(電子申請)



※ 第1次検査受検票に各自用意した写真を添付し、第1次検査当日に持参してください。

＜願書提出、連絡・照会先＞

○ 小・中・特別支援学校教諭、養護教諭について

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

新潟県教育庁義務教育課管理第1係

電話(代表) 025(285)5511 内線3855・3856 FAX 025(285)8087

・選考検査当日の緊急連絡先 電話 025(280)5602 FAX 025(285)8087

○ 高等学校教諭について

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

新潟県教育庁高等学校教育課管理係

電話(代表) 025(285)5511 内線3879・3880 FAX 025(285)7998

・選考検査当日の緊急連絡先 電話 025(280)5610 FAX 025(285)7998

(注1) 出願時は、角2封筒(A4サイズ)を使用し、封筒の表左に「教員受検書類(出願種別) 在中」と朱書きしてください。

＜例 教員受検書類(中学校・数学) 在中＞

(注2) 県庁専用郵便番号「950-8570」を記載した場合は、所在地の記載を省略することができます。

(注3) 来庁及び電話での対応は、土・日曜日及び休日を除く8時30分から17時15分の間に限ります。

【義務教育課ホームページアドレス】

<http://www.pref.niigata.lg.jp/gimukyoiku/>



【高等学校教育課ホームページアドレス】

<http://www.pref.niigata.lg.jp/kotogakko/>



【新潟県教員採用総合サイト ホームページアドレス】

<http://www.pref.niigata.lg.jp/gimukyoiku/1356908141206.html>



■ 検査場所案内

＜第1次検査場所＞

県立新潟高等学校

- ▼ J R 越後線「白山駅」下車。徒歩15分。
- ▼ J R 新潟駅万代口バスターミナルから乗車。「新潟高校前」バス停下車。徒歩3分。

県立新潟南高等学校

- ▼ J R 新潟駅万代口バスターミナルから乗車。「南高校前」バス停下車。徒歩1分。

県立新潟商業高等学校

- ▼ J R 越後線「白山駅」下車。徒歩7分。
- ▼ J R 新潟駅万代口バスターミナルから乗車。「新潟商業高校前」バス停下車。徒歩1分。

＜第2次検査場所＞

県立新潟東高等学校

- ▼ 万代シティバスセンターから乗車。
- ①「河渡北」バス停下車。徒歩3分。
- ②「河渡」バス停下車。徒歩7分。

県立新潟西高等学校

- ▼ J R 越後線「内野西が丘駅」下車。徒歩10分。
- ▼ 万代シティバスセンターから乗車。「新潟西高校前」バス停下車。徒歩1分。

県立新潟工業高等学校

- ▼ J R 越後線「小針駅」下車。徒歩25分。
- ▼ J R 新潟駅万代口バスターミナルから乗車。「工業高校入口」バス停下車。徒歩4分。

※ 詳細は J R 東日本及び新潟交通のホームページ等で確認してください。

※ 検査場所となる学校への問い合わせはできません。

■第1次検査 場所・日程(予定)

※会場は、出願者数により変更となる場合があります。

【小学校教諭：新潟南高等学校】

7:50	8:15	8:40	9:40	10:05	10:50	11:20	12:20	13:15	14:15
受付	検査準備	論文 60分	休憩	筆答検査I 45分	休憩	筆答検査II A (国・算) 60分	昼食・休憩 55分	筆答検査II B (社・理・英) 60分	

【中学校教諭(国、社、数、理)：新潟南高等学校】

7:50	8:15	8:40	9:40	10:05	10:50	11:15	12:45
受付	検査準備	論文 60分	休憩	筆答検査I 45分	休憩	筆答検査II (教科) 90分	

【中学校教諭(英)・高等学校教諭(英)：新潟高等学校】

7:50	8:15	8:40	9:40	10:05	10:50	11:15	12:45	13:40	13:50	17:00
受付	検査準備	論文 60分	休憩	筆答検査I 45分	休憩	筆答検査II (教科) 90分	昼食・休憩 55分	受付説明	オーラル プレゼン テーション	

※ 高等学校教諭(英語)の受検者で、筆答検査II及び実技を免除される者は10:50以降は検査がありません。

【中学校教諭(音)：新潟南高等学校】

【中学校教諭(美、保体、技、家)：新潟高等学校】

7:50	8:15	8:40	9:40	10:05	10:50	11:15	12:15	13:10	13:20	17:00
受付	検査準備	論文 60分	休憩	筆答検査I 45分	休憩	筆答検査II (教科) 60分	昼食・休憩 55分 (移動)	実技受付	オリエンテー ション 実技検査	

【高等学校教諭(国、地歴(歴史)、数、理(生物)：新潟高等学校】

7:50	8:15	8:40	9:40	10:05	10:50	11:15	12:45
受付	検査準備	論文 60分	休憩	筆答検査I 45分	休憩	筆答検査II (教科等) 90分	

【特別支援学校教諭・養護教諭：新潟商業高等学校】

7:50	8:15	8:40	9:40	10:05	10:50	11:15	12:45
受付	検査準備	論文 60分	休憩	筆答検査I 45分	休憩	筆答検査II (専門) 90分	

【第1次検査で論文及び筆答検査Ⅰを免除される者：受検する種別の各会場】

10:10 10:25 10:50

受付	検査準備	休憩	筆答検査Ⅱ以降については、 16ページの受検する種別の各会場の計画による
----	------	----	---

■第2次検査 場所・日程（予定）

※個人面接Ⅰ・Ⅱは、下記の期間中の午前又は午後のいずれかが指定されます。

【小学校教諭 面接 8月17日（土）～19日（月）新潟西高等学校】

8:00 8:15 12:30 12:45 17:05

受付	個人面接Ⅰ・個人面接Ⅱ	受付	個人面接Ⅰ・個人面接Ⅱ
----	-------------	----	-------------

【特別支援学校教諭 面接 8月17日（土）～19日（月）新潟西高等学校】

8:00 8:15 12:30 12:45 17:05

受付	個人面接Ⅰ・個人面接Ⅱ	受付	個人面接Ⅰ・個人面接Ⅱ
----	-------------	----	-------------

【中学校教諭・養護教諭 8月17日（土）～19日（月）新潟東高等学校】

8:00 8:15 12:30 12:45 17:00

受付	個人面接Ⅰ・個人面接Ⅱ	受付	個人面接Ⅰ・個人面接Ⅱ
----	-------------	----	-------------

【高等学校教諭 8月18日（日）～20日（火）新潟工業高等学校】

8:30 8:50 12:20 12:35 16:45

受付	個人面接Ⅰ・個人面接Ⅱ	受付	個人面接Ⅰ・個人面接Ⅱ
----	-------------	----	-------------